平成２１年（フ）第６０１号
北海道旭川市豊岡６条６丁目10番10号
債務者　畠山　里美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０２号
北海道旭川市永山５条６丁目３番13号　野村マンション１Ｆ左
債務者　三谷　衣美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０３号
北海道旭川市東光２条１丁目６番16号　イーストハイツ102号
債務者　飯沼　和代
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０５号
北海道旭川市永山７条９丁目６番２号　宮内コーポ101
債務者　千葉　久夫
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０６号
北海道旭川市永山７条９丁目６番２号　宮内コーポ101
債務者　千葉　富子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０９号
北海道旭川市大町２条16丁目577番地の116　エルムコーポ北星102号室
債務者　谷口　仁美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１９号
北海道旭川市春光４条９丁目６番25号　カサブランカ106
債務者　乙崎　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８３９５号
大阪市城東区東中浜６丁目15番12号　Ｆ’ｓハイム402
債務者　山本早矢香
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８８３号
横浜市緑区北八朔町1427　菅沼１号　川原方、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区仏向町1418番地　佐藤アパート201号
債務者　山代　利樹
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８９５号
横浜市保土ケ谷区仏向町1294番地
債務者　林　　邦彦
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０５２号
横浜市栄区飯島町1339番地26　相沢ハイツ102号
債務者　那須　拓郎
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０５６号
横浜市南区吉野町５丁目22番地10　サングレイス吉野町201
債務者　藤崎　　司
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０８２号
神奈川県海老名市河原口73番地の５
債務者　大川　明子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０８９号
横浜市泉区緑園７丁目６番地５　ゼフィールマンションＡ―305
債務者　三好　直紀
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０９０号
横浜市泉区緑園７丁目６番地５　ゼフィールマンションＡ―305
債務者　三好　　操
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部